

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 国、奈良市

答 弁 書

令和6年6月28日

奈良地方裁判所 民事部合議1係 御中

〒541-0041

大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階

弁護士法人関西法律特許事務所 (送達場所)

電 話 06-6231-3210

FAX 06-6231-3377

被告奈良市訴訟代理人 弁護士 山 形 康 郎



同 弁護士 和 田 健



同 弁護士 若 林 直 樹



同 弁護士 小 野 夏 海



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告奈良市に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用のうち原告と被告奈良市との間に生じた費用は原告の負担とする

なお、被告奈良市につき、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告奈良市に送達された後14日経過した時とすること
- を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 1について

被告奈良市と自衛隊奈良地方協力本部（以下「奈良地本」という。）が、名簿提供の覚書を締結し、それに基づいて被告奈良市が奈良地本に名簿提供を行ったことは認め、その余は不知。

(2) 2について

認める。

(3) 3について

被告国への請求に係るものとして認否を控える（以下、単に「認否を控える。」と記載するものについて同様）。

2 「第2 事実経緯」について

被告奈良市の行為に関する事実関係については、7の末尾に記載された「同年10月1日より」とある部分を除いて認め、その余は不知ないし認否を控える。

除外申請制度の受け付けは制度導入と同じ2022年7月より可能であった。

3 「第3 問題の所在」について

(1) 同第一段落「プライバシー権は・・・存在しない。」について

プライバシー権を憲法13条により保障される基本的人権の一つと位置付ける学説が存在するという範囲で認める。

(2) 同第二段落「特にデジタル化・・・コントロール権。」について

自己情報コントロール権という観点からプライバシー権を整理する学説があるという範囲で認める。

(3) 同第三段落「後述する判例・・・ところである。」について

原告の摘示する判例が存在するという範囲で認める。

(4) 同第四段落及び第五段落「したがって、行政・・・いるのである。」について

原告の摘示する個人情報保護法の条文が存在するという範囲で認める。

(5) 同第六段落「しかるに、本件・・・問題を孕んでいる。」について

否認ないし争う。

(6) 同第七段落「①まず、個人情報・・・という点である。」について

原告が問題とする個人情報提供の対象者に未成年者が含まれていたことについては認め、その余は否認ないし争う。

(7) 同第八段落「②次に、本件での・・・という点である。」について
否認ないし争う。

(8) 同第九段落「③さらに、提供先・・・という点である。」について
原告が摘示する個人情報の提供先が奈良地本であったということは
認め、その余は知らないし認否を控える。

(9) 同第十段落「④にもかかわらず・・・という点である。」について
原告が摘示する個人情報の提供が行われたということは認め、その
余は否認する。

対象者に係る個人情報の提供が行われること及び除外申請制度の存
在については、十分な周知がなされていた。

(10) 同第十一段落「⑤しかも被告奈良市・・・いうことである。」につ
いて
否認ないし争う。

4 「第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用」
について

認否を控える。

なお、当該箇所の原告主張が被告奈良市に対する請求に係るものとな
り得ないこと（被告国に対する請求に係るものとして認否を控えるべき
こと）について、念のため付言する。まず、「3 求人ルールの自衛隊
への適用とその実態」の第一段落「前記1及び2・・・除外されてい
る。」において原告が認めるとおり、自衛官の募集については職業安定
法の適用が除外されている。そうである以上は、被告奈良市が奈良地本
に提供した個人情報を用いて国による自衛官募集が行われるとしても、
（その態様如何を問わずに直ちに）自衛官募集又はそれに係る勧誘自体

が違法不当とされるものでないことは明らかである。そして、被告奈良市としては、(被告奈良市と奈良地本との覚書の存在により尚更そのように言えるが、その存在を待つまでもなく)当然、被告国が、提供された個人情報を利用したうえでの自衛官募集を適正な態様で行うことを前提として個人情報の提供を行っている。したがって、原告が主張する「高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用」は、国が自衛官募集をどのような態様で行うべきかという原告の見解に過ぎないから、当該主張をどのように解するとしても、被告奈良市の奈良地本に対する個人情報の提供の当否に関わるものとはなり得ず、該当箇所の記載は被告奈良市に対する請求に関わるものではない。

5 「第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性」について

認否を控える。

なお、原告は、被告奈良市に対する請求を基礎づけるものとしても当該箇所の主張を行う趣旨かとも考えられるが、そうであったとしても、原告の論じる自衛官又は自衛隊の性質等は被告奈良市の行為の違法性とは無関係であり、認否を要しない。

6 「第6 違法性」について

(1) 「1 プライバシー権の内容」について

ア (1) について

第一段落「プライバシーの権利は・・・捉えられている。」については、プライバシー権を憲法13条により保障される基本的人権の一つとして捉え得ること、及び、プライバシー権について「自己に関する情報をコントロールする権利」として整理する考え方があることという範囲で認める。

イ 「(2) プライバシー権に関するこれまでの最高裁判決」について

原告が摘示する各判例が存在するという範囲で認める。

(2) 「2 被告奈良市による個人情報提供の違法性」について

ア (1) について

概ね認める。ただし、奈良市個人情報保護条例はプライバシー権を具体化させるという趣旨のみから制定されたものというわけではない。

イ (2) について

概ね認める。ただし、第四段落「本件名簿提供について・・・どうか問題となる。」のうち、被告奈良市が奈良地本への名簿提供を住民基本台帳法第11条第1項に基づくとしている点については、同規定のみが名簿提供を正当化する根拠となるという趣旨ではない。

ウ (3) について

(ア) 第一段落第一文「そもそも、個人・・・必須となる。」について、個人情報の第三者提供にあたっては、個人情報保護法又は個人情報保護条例の要件を満たす必要があり、本件の場合には奈良市個人情報保護条例の要件充足を要するという範囲で認める。

(イ) 第一段落第二文「また、重要な人権・・・言うまでもない。」及び第二段落末尾「いずれも高い公益性のある場合に限定されている。」については、否認する。法令上に明示された要件とは別に、高度の公益性が認められる場合に限り第三者提供が許容されるというわけではない。

エ (4) について

(ア) 第一段落「被告奈良市は・・・答弁した (甲18)。」については、認める。ただし、上述のとおり、住民基本台帳法11条1項のみに基づいて名簿提供を行っているという趣旨ではない。

(イ) 第二段落中、冒頭以降の前半部分「しかし、同条項・・・規定であり、」は認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 第三段落「なお、同法第12条・・・ことはできない。」については、本件の名簿提供について住民基本台帳法12条の2が直接の根拠となるものではないという範囲で認める。

オ (5) について

(ア) 第一段落「上述のとおり、・・・ないとする。」については、認める。

(イ) 第二段落「しかし、自衛隊法・・・定めていない。」については、自衛隊法97条1項に原告が引用する文言があるという範囲で認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 第三段落のうち、第一文及び第二文「そして、自衛隊法・・・について定めている。」については認め、第三文及び第四文「第120条はこれら・・・ものではない。」については否認ないし争う。

(エ) 第四段落「また、自衛隊法・・・なければならない。」については、争う。

(オ) 第五段落「さらに、そもそも・・・根拠となり得ない。」については、争う。

カ (6) について

(ア) 柱書部分「上述のとおり・・・阻却されない。」について

被告奈良市が除外申請制度を導入しているという点は認め、その余は争う。

(イ) 「ア 除外申請制度は例外要件を満たさない」について

第一文途中から第二文途中まで「また、本件においては、本人の同意・・・制度を定めているが」、第三文冒頭から途中まで「除外申請制度は、本人・・・というものであるから」及び第四文冒頭から途中まで「加えて、除外申請・・・広報誌（奈良市しみんだより）」については認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) 「イ 除外申請制度は思想良心の自由（憲法第19条）を侵害する」について

(ア) ないし(オ)については認否を要せず、(カ)及び(キ)については否認ないし争う。

(エ) 「ウ 小括」について

争う。

キ (7) について

被告奈良市と奈良地本との覚書の締結及び名簿提供の事実は認め、その余は否認ないし争う。

(3) 「3 被告国による個人情報取得・保有・利用の違法性」について
認否を控える。(4) 「4 被告奈良市と被告国の共同不法行為」について
争う。

7 「第7 権利侵害」について

被告奈良市に対する請求に係る主張は争い、その余は認否を控える。

8 「第8 損害」について

争う。

9 「第9 結語」について

争う。

第3 被告奈良市の主張

追って主張を準備する。

以 上